

# 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度における優遇措置

## 現行の取扱い(就労を目的とした在留資格)

○単一の在留資格の範囲内の活動に限定  
許可された一つの在留資格の範囲内での活動しか認められていない。

○永住許可まで原則10年以上の在留が必要  
就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには原則として引き続き10年以上我が国に在留していることが必要。

○配偶者の就労は原則不可  
就労資格を有する外国人の配偶者(在留資格「家族滞在」)については、原則として就労はできないが、入国管理局で資格外活動許可を受ければ就労が可能。ただし、包括的に許可する就労時間の上限は週28時間。

○扶養を受ける親の帯同は原則不可  
例外的に、在留資格「特定活動」のうち高度な研究活動に従事する者や情報処理技術者については、我が国で同居し、かつその者の扶養を受ける親(配偶者の親を含む)の帯同を認めている(扶養者とともに入国する必要があり、呼び寄せは不可。)

○家事使用人の帯同は例外的に許可

現行制度においては、家事使用人の雇用主の在留資格が「投資・経営」又は「法律・会計業務」の場合で、その地位が事業所若しくは事務所の長又はこれに準ずる地位にある場合、一定の要件(①人数制限(1人まで)、②報酬要件(月額15万円以上)、③家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)の下に家事使用人の帯同が認められている。

## 高度人材に対する優遇措置

### ○複合的な在留資格の許容

従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことを許容。  
(例)学術研究活動...本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

### ○在留歴に係る永住許可要件の緩和

高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には、永住許可の対象とする。  
※なお、高度人材としての活動を引き続き4年6月以上行っている場合には、永住許可申請を受理する旨案内する。

### ○高度人材の配偶者の就労

高度人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(=「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」等)に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件(学歴等)を満たさない場合でも週28時間を超える就労を認める。  
※日本人と同等以上の報酬を受けることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。  
※現行の資格外活動許可と同様、入国後一定期間は就労を認めないとの措置は執らない。  
※就労しない配偶者については、現在の「家族滞在」と同様の活動を認める。

### ○高度人材の親の帯同の許容(注1)

高度人材又はその配偶者の3歳未満の実子を養育する場合に限り、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(実親に限る)の帯同及び呼寄せを認める。  
①高度人材の年収が1,000万円以上であること  
②高度人材と同居すること  
③滞在期間は最長3年間とすること  
④高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること

### ○家事使用人の帯同の許容(注2)

一定の条件(年収等)を満たす高度人材に雇用される家事使用人の帯同を認める。  
①外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件  
・高度人材の年収が1,500万円以上あること  
・帯同できる家事使用人は1名まで  
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること  
・帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度人材に雇用されていた者であること。  
・高度人材が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること  
②①以外の家事使用人を雇用する場合  
・高度人材の年収が1,500万円以上あること  
・帯同できる家事使用人は1名まで  
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること  
・家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)が存在すること

(注1)高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象としない。

(注2)厚労省が重要事項(労働条件、帰国担保措置等)を含むモデル雇用契約書を作成し、法務省においてその使用を関係者に推奨する等の適正な運用を行う。

※これらの優遇措置のほか、最長「5年」の在留期間の付与(ただし、平成24年7月の改正入管法施行以降)、入国・在留手続の優先処理についても実施。